

議案第 6 号

大野市立学校設置条例の一部を改正する条例案

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

乾側小学校と下庄小学校の統合により、乾側小学校を廃止するため

大野市立学校設置条例の一部を改正する条例

大野市立学校設置条例（昭和41年条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大野市乾側小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大野市立学校設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新		旧	
別表第 1 (第 2 条関係)		別表第 1 (第 2 条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
大野市有終西小学校	大野市城町 9 番 1 号	大野市有終西小学校	大野市城町 9 番 1 号
大野市有終南小学校	大野市春日二丁目 8 番 3 0 号	大野市有終南小学校	大野市春日二丁目 8 番 3 0 号
大野市有終東小学校	大野市美里町 9 0 1 番地	大野市有終東小学校	大野市美里町 9 0 1 番地
大野市小山小学校	大野市下舌第 9 号 1 番地 1	大野市小山小学校	大野市下舌第 9 号 1 番地 1
大野市下庄小学校	大野市中野町二丁目 1 番 1 号	大野市乾側小学校	大野市牛ヶ原第 6 6 号 1 番地
大野市上庄小学校	大野市稲郷第 2 7 号 1 1 番地	大野市下庄小学校	大野市中野町二丁目 1 番 1 号
大野市阪谷小学校	大野市伏石第 1 1 号 1 4 番地	大野市上庄小学校	大野市稲郷第 2 7 号 1 1 番地
大野市富田小学校	大野市上野第 4 2 号 3 番地	大野市阪谷小学校	大野市伏石第 1 1 号 1 4 番地
大野市和泉小学校	大野市朝日第 3 4 号 3 番地	大野市富田小学校	大野市上野第 4 2 号 3 番地
		大野市和泉小学校	大野市朝日第 3 4 号 3 番地

○大野市立学校設置条例

昭和41年10月11日条例第100号

改正 平成24年3月27日条例第6号

(設置)

第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、小学校及び中学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 小学校の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 中学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(管理)

第3条 教育委員会は、学校の管理について誠実にこれを管理しなければならない。

(委任)

第4条 前条の管理について法令又は条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に存する小学校及び中学校は、それぞれこの条例による小学校及び中学校となり同一性をもって存続するものとする。

附 則（昭和43年条例第16号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。

附 則（昭和45年条例第13号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第21号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第22号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第11号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第17号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第35号）

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第14号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第18号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年9月1日から適用する。

附 則（昭和55年条例第20号）

この条例は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第9号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第17号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第105号）

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 11 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、大野市有終西小学校の項の改正規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成 18 年教委規則第 2 号で平成 18 年 9 月 1 日から施行）

附 則（平成 20 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 5 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 3 年条例第〇号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

小学校の名称	位置
大野市有終西小学校	大野市城町 9 番 1 号
大野市有終南小学校	大野市春日二丁目 8 番 30 号
大野市有終東小学校	大野市美里町 901 番地
大野市小山小学校	大野市下舌第 9 号 1 番地 1
大野市乾側小学校	大野市牛ヶ原第 6-6 号 1 番地
大野市下庄小学校	大野市中野町二丁目 1 番 1 号
大野市上庄小学校	大野市稲郷第 27 号 11 番地
大野市阪谷小学校	大野市伏石第 11 号 14 番地
大野市富田小学校	大野市上野第 42 号 3 番地
大野市和泉小学校	大野市朝日第 34 号 3 番地

別表第 2（第 2 条関係）

中学校の名称	位置
大野市開成中学校	大野市新庄第 1 6 号 7 番地
大野市陽明中学校	大野市陽明町三丁目 1 5 1 4 番地
大野市上庄中学校	大野市稲郷第 7 4 号 2 5 番地
大野市尚徳中学校	大野市土打第 4 5 号 9 番地
大野市和泉中学校	大野市朝日第 3 4 号 3 番地